

基安安発 0818 第 1 号  
平成 26 年 8 月 18 日

事業者の皆様

厚生労働省労働基準部  
安全衛生部安全課長

食料品製造業における労働災害防止対策の推進について  
～自主点検実施のお願い～

平素より労働安全衛生行政の推進につきましては、格段の御配慮を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、製造業における平成 26 年の労働災害の発生件数は、死亡者数が対前年比 12.3% (6 月末現在) の大幅な増加となっております。また、休業 4 日以上  
の死傷者数も対前年比 4.3% (同) の増加となっております。

製造業における労働災害の内訳をみると、「はさまれ・巻き込まれ」と「切れ・こすれ」など、機械等に起因する災害の割合が高いことに加え、最近では経験が十分でない労働者の災害が増加しており、労働災害の防止は喫緊の課題となっているところ  
です。

休業 4 以上の死傷災害の原因となる機械等の中では、食品加工用機械が特に多い状況にあること、災害内容も身体に障害が残る可能性のあるものが全体の 4 分の 1 を占めていることから、機械の危険な部分への覆いの設置や、食品の原材料の送付・取り出し時の運転停止、用具の使用などを義務付ける改正労働安全衛生規則が昨年 10 月 1 日から施行されたところ  
です。

こうした中で、厚生労働省では、この度、製造業の中でも災害が多発している食料品製造業における「はさまれ・巻き込まれ」、「切れ、こすれ」などの食品加工用機械による労働災害を防止するとともに、皆様方の自主的労働災害防止活動を推進するため、別添のとおり、労働災害防止対策等の自主点検表を作成しました。

つきましては、平成 26 年 1 月から 6 月までに休業 4 以上の死傷災害を発生させた食料品製造業の事業場に自主点検表を送付しますので、貴事業場におかれましては、この自主点検表により、労働災害防止対策の実施状況を点検の上、その結果について、下記の所轄都道府県労働局担当課まで FAX 又は郵送にて、9 月 30 日 (火) までに送付いただきますよう、お願い申し上げます。

〇〇労働局健康安全課

所在地 : 〇〇県〇〇市〇〇町〇—〇—〇

電話番号 : 〇〇〇〇—〇〇—〇〇〇〇

FAX 番号 : 〇〇〇〇—〇〇—〇〇〇〇

# 食料品製造業に係る自主点検表

点検実施日 平成 年 月 日

～平成 25 年 10 月 1 日から、食品加工用機械についての規定を追加した改正労働安全衛生規則が施行されています～

事業場の名称	(TEL — — )					
事業場の所在地	都道府県	市区				
代表者職氏名		点検者職氏名		労働者数	名	
貴事業場の食品加工用機械の種類 (概数で可)	食品加工用切断機	台	食品加工用切削機	台	食品加工用圧縮機	台
	食品加工用粉砕機	台	食品加工用混合機	台		
	食品加工用ロール機	台	食品加工用成形機	台	その他食品加工用機械	台

貴事業場において該当するものに✓をつけてください。

	点検項目	該当条文等	1 良	2 否	3 非該当	備考
共通項目	雇入れ時又は作業内容の変更時に安全衛生教育を実施しているか。	安衛則第35条				
	食品加工用機械の取扱いについて作業手順書を整備しているか。					
	食品加工用機械についてリスクアセスメントを実施しているか。	安衛法第28条の2				
	機械のそうじ、給油、検査、修理又は調整を行う場合に、労働者に危険を及ぼすおそれのあるときは、機械の運転を停止しているか。	安衛則第107条				
機 ・ 切 削 機	刃の切断等に必要な部分以外の部分に覆い等が設けられているか。	安衛則第130条の2				
	原材料を供給する場合又は取り出す場合に、労働者に危険を及ぼすおそれのあるときは、機械の運転を停止し、又は用具等を使用しているか。	安衛則第130条の3 第130条の4				
機 ・ 混 合 機	開口部から転落することにより労働者に危険が生ずるおそれのあるときは、蓋、囲い等が設けられているか。	安衛則第130条の5				
	原材料を供給する場合又は内容物を取り出す場合に、労働者に危険を及ぼすおそれのあるときは、機械の運転を停止し、又は用具等を使用しているか。	安衛則第130条の6 第130条の7				
ロ ー ル 機	労働者に危険を及ぼすおそれのある部分には、覆い、囲い等が設けられているか。	安衛則第130条の8				
形 機 ・ 圧 縮 機	身体の一部が挟まれること等により当該労働者に危険を及ぼすおそれのあるときは、覆い、囲い等が設けられているか。	安衛則第130条の9				

記入いただいた自主点検表は所轄の都道府県労働局宛てFAX ( ) 又は郵送にて  
9月30日(火)までに送付いただきますよう、お願い申し上げます。

※送付先は依頼文書「食料品製造業における労働災害防止対策の推進について～自主点検実施のお願い～」に記載する「問い合わせ・提出先の都道府県労働局」を参照ください

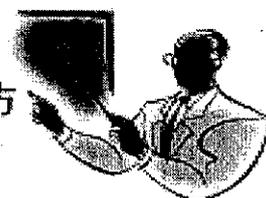
(参考)

## 1 雇入れ時等の安全衛生教育について

### 雇入れ時等の安全衛生教育 (労働安全衛生法第59条、労働安全衛生規則第35条)

事業者は、労働者を雇い入れ、又は労働者の作業内容を変更したときは、遅滞なく、次の事項について、教育を行わなければならないことになってい  
ます。

- 1 機械等、原材料等の危険性又は有害性及びこれらの取扱い方法
- 2 安全装置、有害物抑制装置又は保護具の性能及びこれらの取扱い方法
- 3 作業手順
- 4 作業開始時の点検
- 5 当該業務に関して発生するおそれのある疾病の原因及び予防
- 6 整理、整頓(とん)及び清潔の保持
- 7 事故時等における応急措置及び退避
- 8 前各号に掲げるもののほか、当該業務に関する安全又は衛生のために必  
要な事項



※労働安全衛生法施行令第2条第3号に掲げる業種(その他の業種)の事業場の労働者につ  
いては、第1号から第4号までの事項についての教育を省略することができます。

## 2 労働安全衛生規則の改正について(平成25年10月1日施行)

平成25年10月1日から、食品加工用機械についての規定を追加し、また、機械の「調整の作業」を  
機械の運転停止義務の範囲に追加した改正「労働安全衛生規則」が施行されました。(詳細は添付の  
パンフレットを参照ください)

### (1) 食品加工用機械について、作業の特性に応じた安全対策が義務付けられました

食品加工用機械による休業4日以上<sup>1</sup>の死傷災害は、年間2,000件近く発生しており、他の産業機  
械による災害に比べ、特に多い状況にあります。

災害内容も、身体部位の切断や挫滅(組織がつぶれること。)により身体に障害が残る可能性のあ  
るものが全体の1/4を占めています。

このような状況を踏まえ、食品加工用機械の危険な部分への覆いの設置や、食品の原材料の送給・  
取り出し時の運転停止、用具の使用などが義務付けられました。

### (2) 機械の「調整の作業」を機械の運転停止義務の範囲に追加しました

機械による危険の防止に関する一般基準である労働安全衛生規則第107条に、機械(刃部を除く。)の  
そうじ、給油、検査、修理の作業に加え、「調整の作業」を行う場合も、労働者に危険を及ぼすお  
それがあるときは、機械の運転停止義務の範囲に追加されました。これは、食品加工用機械のみなら  
ず、機械全体に適用されます。

#### 安衛則第107条(掃除等の場合の運転停止等)

事業者は、機械(刃部を除く。)の掃除、給油、検査、修理又は調整の作業を行う場合において、労働者に  
危険を及ぼすおそれのあるときは、機械の運転を停止しなければならない。ただし、機械の運転中に作業を行  
わなければならない場合において、危険な箇所に覆いを設ける等の措置を講じたときは、この限りでない。